

住居表示の実施に伴う

# 会社・法人等の変更登記の 手引き

鶴 岡 市

## 目 次

1	まえがき .....	1
2	このような場合に手続が必要です .....	1
3	会社等変更登記の期間（いつまでに） .....	1
4	登録免許税.....	1
5	本店等の所在地の表示が変更になった場合.....	1
6	支店等の所在地の表示が変更になった場合.....	3
7	代表者の住所の変更は.....	4
8	法人所有の不動産等の名義人住所の変更は.....	5
9	申請書記載にあたってのお願い.....	6
10	登記申請書の記載例.....	7

## 1 まえがき

「住居表示に関する法律」に基づく住居表示が実施されますと、その区域内の会社・法人・組合（以下「会社等」という）の本店・主たる事務所（以下「本店等」という）、支店・従たる事務所（以下「支店等」という）の所在地又は個人の住所が変更されますので、次のような場合には、管轄の法務局に対して変更登記の申請をしていただくことになっています。

変更登記の申請をしないと登記簿上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明や印鑑証明を請求する際に支障となる場合がありますので、速やかに申請してください。

## 2 このような場合に手続きが必要です

- (1) 本店等又は支店等の所在地の表示が変更になった場合。
- (2) 株式会社の代表取締役及び代表執行役、特例有限会社の取締役及び監査役、合名会社、合資会社、合同会社の社員、支配人を置いた営業所及び支配人の住所、一般社団・財団法人の代表理事や協同組合の代表理事等登記されている各種法人の代表者の住所の表示が変更になった場合。

## 3 会社・法人等変更登記の期間（いつまでに）

- (1) 本店等所在地においては 2週間以内
- (2) 支店等所在地においては 3週間以内（本支店一括申請によらない場合）

## 4 登録免許税

登録免許税は、通常登録免許税が課せられる会社及び一部の法人であっても「住居表示証明書（原本に限る。）」を添付すれば免除されます。

※ 住居表示証明書は、お配りした枚数に不足がある場合、必要な枚数を無料で発行いたしますので、市役所市民課までご連絡ください。

## 5 本店等の所在地の表示が変更になった場合

### (1) 手続

- ① 山形県内の本店等所在地の管轄法務局は山形地方法務局となりますので、申請する場合は、**会社変更登記申請書**に必要事項を記載し、「**住居表示証明書（原本）**」を添付して**山形地方法務局登記部門**へ提出してください。

（郵送でも差し支えありません。その際には「法人登記申請書在中」と明記し書留郵便等でお送りください。）

- ② 支店等が山形県以外にある場合は、①の**申請書**に「支店所在地とそれを管轄する法



## 6 支店等の所在地の表示が変更になった場合

### (1) 手続

- ① 「会社変更登記申請書」と「住居表示証明書」を本店に送ります。
  - ② 本店で①の書類に記入して本店所在地の管轄法務局に申請します。本店が山形県外にある場合は、本支店一括申請の方法により申請すると、山形地方法務局での支店変更登記も完了します。手数料は300円です。
- ※ 本店・支店とも山形県内にあり、支店のみ今回の住居表示実施区域内にある場合は、その支店における手続きの必要はありません。

### (2) 例

『△△商事株式会社鶴岡支店』の所在地が、住居表示実施後、「鶴岡市茅原字西茅原10番地5」から「鶴岡市西茅原町30番15号」に変更になった場合

- ☆ 本店（東京都千代田区永田町五丁目6番7号）
- ☆ 鶴岡市にある支店（鶴岡市西茅原町30番15号）
- ☆ その他の支店は手続の必要はありません。

#### ① 本店における必要書類等（記載例3…9ページ参照）

ア 必要書類	会社（法人）変更登記申請書	1通
	住居表示証明書（法人名のもの）	1通
	※委任状1通（代理人が申請する場合のみ必要） （記載例5…11ページ参照）	
イ 申請人	代表取締役	
ウ 登記期間	2週間以内	
エ 申請書提出先	本店所在地管轄法務局（東京法務局）	
オ 登記手数料	300円	
	収入印紙を申請書に貼ってください。 （記載例4…10ページ参照） ※収入印紙には割印をしないでください。	

#### ② 鶴岡市にある支店における手続

東京法務局での登記完了後、東京法務局から山形地方法務局へ通知書が送信され、山形地方法務局での登記が完了します。

## 7 代表者の住所の変更は

### (1) 手続

- ① 「会社変更登記申請書」と代表者の「住居表示証明書（個人名のもの）」を本店所在地の管轄法務局へ提出してください。
- ② 支店においては代表者の住所変更の必要はありません。

### (2) 例

鶴岡市に本店があり、〇〇県△△市〇〇町〇番地に支店がある『〇〇商事株式会社』の代表取締役「鶴岡一郎」さんの住所が、「鶴岡市茅原字西茅原10番地5」から「鶴岡市西茅原町30番15号」に変更になった場合、手続に必要な書類等は、次のとおりです。

- ① 本店における必要書類等（記載例1…7ページ参照）

ア 必要書類	<b>会社（法人）変更登記申請書</b>	1通
	<b>住居表示証明書</b> （代表者個人名のもの）	1通
	※委任状	1通（代理人が申請する場合のみ必要） （記載例5…11ページ参照）
イ 申請人	代表取締役	
ウ 登記期間	2週間以内	
エ 申請書提出先	山形市緑町一丁目5番48号	山形地方法務局登記部門

※ 本店所在地と代表取締役住所の両方とも今回変更になる場合は、1つの申請書に両方とも記載しても差し支えありません。

- ② 支店における手続の必要はありません。

## 8 法人所有の不動産等の名義人住所の変更は

会社等の本店の所在地の表示が変更になった場合で、その会社等が土地建物等の不動産・財団等を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を所有している場合は変更登記の申請をしてください。

### （１） 手続

「登記申請書」に必要事項を記載し、「住居表示証明書」を申請書に添付して、不動産所在地の管轄法務局へ提出してください。

※申請書には会社法人等番号（12ケタ）を記載して下さい。

### （２） 例

『〇〇商事株式会社』の所在地が、住居表示実施後、「鶴岡市茅原字西茅原10番地5」から「鶴岡市西茅原町30番15号」に変更になり、かつ不動産を法人が所有している場合。

#### ① 本店の所在地変更手続

※必ず会社等の変更登記を先に済ませてから手続を行ってください。

#### ② 所有不動産の「名義人住所」の変更（記載例6…12ページ参照）

##### ア 必要書類

- ・ 登記申請書 1通
- ・ 住居表示証明書（法人名のもの） 1通

※委任状 1通（代理人が申請する場合のみ必要）（記載例7…13ページ参照）

イ 申請人 代表取締役

ウ 登記期間 期間の定めはありません。

エ 申請書提出先 不動産を管轄する法務局（支局、出張所）

### （３） 注意事項

- ・ 不動産の所在地により、登記申請書の提出先が異なります。法務局の管轄は、法務局ホームページでご確認ください。

## 9 申請書記載にあたってのお願い

- ① 申請書はA 4 の用紙に記載し、添付書類とともに左綴じにして提出してください。  
紙質は長期間保存（30年以上）できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
- ② 申請書には受付番号シールを貼りますので、1枚目は上部5cm程度の余白を設けてください。また、日中ご連絡がとれる電話番号を必ず記載して下さい。
- ③ 文字は、パソコンで作成するか、インク、黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

- ④ 申請書の参考様式は法務省のホームページからダウンロードできます。

会社（法人）の登記の書式は、検索ワード「会社 住居表示 法務省」から「法務省：会社・法人の所在地の表記に誤り等がある場合の登記申請について」の「本店の変更登記」へアクセスしてダウンロードが可能です。

不動産の登記の書式は、検索ワード「不動産登記」から「不動産登記の申請書様式について：法務局」の「登記名義人住所・氏名変更登記申請書（住居表示実施の場合）」へアクセスしてダウンロードが可能です。

- ⑤ 郵送による申請も可能です。封筒の表に「法人（又は不動産）登記申請書在中」と記載の上、書留郵便等で送付してください。

※ 郵送による申請の場合、不動産登記については「登記完了証」が発行されますので、郵便切手を貼った返信用封筒と簡易書留分の切手が必要になります。なお、会社（法人）登記については、返却する書類がありませんので不要です。

- ⑥ 法務局の住所は次のとおりです。

<商業・法人>

・山形地方法務局登記部門

〒990-0041 山形市緑町一丁目5番48号 電話 023-625-1619

<不動産>

・山形地方法務局 鶴岡支局

〒997-0047 鶴岡市大塚町17番27号 電話 0235-22-1003

※その他の法務局は法務局ホームページをご覧ください。

## 10 登記申請書の記載例

<記載例1> 本店の所在（または代表者の住所）が変更になった場合に本店所在地の法務局で行う登記の例

### 株式会社変更登記申請書

会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○

- 1 商号 ○○商事株式会社（登記されている会社の名称）
- 1 本店 山形県鶴岡市茅原字西茅原10番地5（本店の変更前の旧住所）
- 1 登記の事由 住居表示実施による本店所在地の変更  
（住居表示実施による代表取締役の住所変更）
- 1 登記すべき事項  
（本店の場合）  
令和3年8月28日住居表示実施  
変更後の本店 山形県鶴岡市西茅原町30番15号（変更後の新住所を記入）  
  
（代表取締役の住所の場合）  
令和3年8月28日住居表示実施  
代表取締役 鶴岡一郎の住所  
山形県鶴岡市西茅原町30番15号（変更後の新住所を記入）
- 1 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除
- 1 添付書類 変更証明書 1通 ※ 市役所発行の住居表示証明書（原本）  
（本店と会社代表者両方の住所変更を申請する場合は、本店（会社分）と代表者（個人分）それぞれ1通ずつの住居表示証明書が必要です。）  
委任状 1通（代理人が申請する場合のみ必要）  
（記載例5…11ページ参照）

上記のとおり登記の申請をします。

令和 年 月 日（法務局への提出日を記入）

申請人 本店 山形県鶴岡市西茅原町30番15号（会社の新住所）

商号 ○○商事株式会社（会社の名称）

代表取締役 住所 山形県鶴岡市西茅原町30番15号（代表者の新住所）

氏名 鶴岡 一郎 ㊟（法務局に届出しているものを押印。代理人で申請する場合は押印不要）

連絡先の電話番号 ○○○○-○○-○○○○

山形地方法務局 御中（申請書を提出する法務局）

申請代理人

住所 鶴岡市□□町○○番地

（委任状を添付した場合のみ記入。委任状には法務局に届出している印鑑を押印してください。）

氏名 庄内 太郎 ㊟

<記載例 2> 本店の所在が変更になった場合に支店分も併せて本店所在地の法務局で行う登記の例  
(本支店一括申請)

## 株式会社変更登記申請書

会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○

- 1 商号 ○○商事株式会社 (登記されている会社の名称)
- 1 本店 山形県鶴岡市茅原字西茅原10番地5 (本店の旧住所)
- 1 支店 ○○県△△市○○町○番地 (○○地方法務局管轄)
- 1 登記の事由 住居表示実施による本店の変更
- 1 登記すべき事項  
(本店所在地登記所)  
令和3年8月28日住居表示実施  
本店 山形県鶴岡市西茅原町30番15号 (本店の新住所を記入)  
(支店所在地登記所)  
令和3年8月28日住居表示実施  
本店 山形県鶴岡市茅原字西茅原10番地5 を  
山形県鶴岡市西茅原町30番15号 に変更
- 1 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除
- 1 登記手数料 300円
- 1 添付書類 変更証明書 1通 ※ 市役所発行の住居表示証明書  
委任状 1通 (代理人が申請する場合のみ必要)  
(記載例5…11ページ参照)

上記のとおり登記の申請をします。

令和 年 月 日 (法務局への提出日を記入)

申請人 本店 山形県鶴岡市西茅原町30番15号 (会社の新住所)

商号 ○○商事株式会社 (会社の名称)

代表取締役 住所 山形県鶴岡市西茅原町30番15号 (代表者の新住所)

氏名 鶴岡 一郎 ㊞ (法務局に届出しているものを押印。代理人で申請する場合は押印不要)

連絡先の電話番号 ○○○○-○○-○○○○

山形地方法務局 御中 (申請書を提出する法務局)

申請代理人

住所 鶴岡市□□町○○番地

(委任状を添付した場合のみ記入。委任状には法務局に届出している印鑑を押印してください。)

氏名 庄内 太郎 ㊞

<記載例3> 支店の所在が変更になった場合に本店所在地の法務局で行う登記の例  
(本支店一括申請)

## 株式会社変更登記申請書

会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○

- 1 商号 △△商事株式会社 (登記されている会社の名称)
- 1 本店 東京都千代田区永田町五丁目6番7号
- 1 支店 山形県鶴岡市茅原字西茅原10番地5 (山形地方法務局管轄)
- 1 登記の事由 住居表示実施による支店の変更
- 1 登記すべき事項  
(本店所在地登記所)  
令和3年8月28日住居表示実施  
山形県鶴岡市茅原字西茅原10番地5 の支店の変更 (支店の旧住所)  
変更後の支店 山形県鶴岡市西茅原町30番15号 (支店の新住所)
- (支店所在地登記所)  
令和3年8月28日住居表示実施  
山形県鶴岡市茅原字西茅原10番地5 の支店を  
山形県鶴岡市西茅原町30番15号 に変更
- 1 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除
- 1 登記手数料 300円
- 1 添付書類 変更証明書 1通 ※ 市役所発行の住居表示証明書  
委任状 1通 (代理人が申請する場合のみ必要)  
(記載例5…11ページ参照)

上記のとおり登記の申請をします。

令和 年 月 日 (法務局への提出日を記入)

申請人 本店 東京都千代田区永田町五丁目6番7号

商号 △△商事株式会社

代表取締役 住所 東京都港区南青山〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 田中 一郎 ㊟ (法務局に届出してあるものを押印。代理人で申請  
する場合は押印不要)

連絡先の電話番号 ○○○○-○○-○○○○

東京法務局 御中 (申請書を提出する法務局)

申請代理人

住所 鶴岡市□□町〇〇番地

(委任状を添付した場合のみ記入。委任状には法務局に届出してある印鑑を  
押印してください。)

氏名 庄内 太郎 ㊟

<記載例 4> 本支店一括申請する際の収入印紙（手数料）貼付台紙

収入印紙貼付台紙



(注) 収入印紙には割印をしないで貼ってください。

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む）は、各ページに契印してください。

契印には、申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

## 委 任 状

私は、鶴岡市□□町○○番地 庄内太郎 に下記のことを委任します。

### 記

令和3年8月28日住居表示実施に伴う本店及び代表取締役の住所（変更する事由を具体的に記載）変更登記を管轄法務局に代理して申請する一切の権限

令和 年 月 日  
（委任した日を記入）

（本店又は主たる事務所） 山形県鶴岡市西茅原町30番15号  
（新住所を記入）

（商号又は名称） ○○商事株式会社

（代表者の資格・氏名） 代表取締役 鶴岡一郎 ⑩  
（法務局に届けてある印を押印してください。）

<記載例6> 山形県山形県鶴岡市茅原字西茅原10番地5の土地・建物を所有している〇〇商事株式会社の所在地の表示が鶴岡市西茅原町30番15号に変更になった場合。

## 登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和3年8月28日住居表示実施

変更後の事項 本店 山形県鶴岡市西茅原町30番15号

申請人 山形県鶴岡市西茅原町30番15号

〇〇商事株式会社

代表取締役 鶴岡 一郎 印

連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

添付書類 会社法人等番号 変更証明書（※住居表示証明書を添付）  
委任状（代理人申請の場合）

令和 年 月 日申請 山形地方法務局鶴岡支局

登録免許税 登録免許税法5条第4号により免除

不動産の表示

所在 鶴岡市西茅原町  
地番 10番5  
地目 宅地  
地積 1230.50㎡

所在 鶴岡市西茅原町10番地5  
家屋番号 10番5  
種類 事務所  
構造 木造 スレートぶき2階建  
床面積 1階 165.36㎡  
2階 58.38㎡

共有の場合、変更後の事項に「共有者〇〇商事株式会社の本店」と記載する。

会社法人等番号を記載してください。これにより会社の履歴事項証明書の添付を省略できます。

※登記事項証明書のとおり正確に記載してください。

<記載例7> 委任状

## 委 任 状

私は、鶴岡市□□町○○番地 庄内太郎 を代理人と定めて、下記の登記申請に関する一切の権限（申請の取下げ、添付情報の原本還付請求及び受領に関する件を含む。）を委任します。

### 記

登記の原因 令和3年8月28日住居表示実施

変更後の事項 本店 山形県鶴岡市西茅原町30番15号

#### 不動産の表示

所 在 鶴岡市西茅原町  
地 番 10番5  
地 目 宅 地  
地 積 1230.50㎡

所 在 鶴岡市西茅原町10番地5  
家屋番号 10番5  
種 類 事務所  
構 造 木造 スレートぶき2階建  
床面積 1階 165.36㎡  
2階 58.38㎡

※登記事項証明書のとおりに正確に記載してください。

令和 年 月 日  
(委任した日を記入)

(本店又は主たる事務所) 山形県鶴岡市西茅原町30番15号  
(新住所を記入)

(商号又は名称) ○○商事株式会社

(代表者の資格・氏名) 代表取締役 鶴岡一郎 (印)  
(法務局に届けてある印を押印してください。)

○住居表示についてのお問い合わせ  
〒997-8601  
鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市役所 市民部 市民課  
電話 25-2111 内線 158

○会社等の変更登記についてのお問い合わせ  
〒990-0041  
山形市緑町一丁目5番48号  
山形地方法務局登記部門  
電話 023-625-1619